

会 議 録

| | | | |
|--------------------|--|--|---|
| 会議の名称 | 豊中市特別職報酬等審議会 | | |
| 開催日時 | 令和元年(2019年)10月3日(木) 13時00分～15時00分 | | |
| 開催場所 | 豊中市立生活情報センターくらしかん 体験学習室 | 公開の可否 | <input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可 |
| 事務局 | 総務部人事課 | 傍聴者数 | 0人 |
| 公開しなかった理由 | — | | |
| 出席者 | 委員 | 宮本又郎、吉村直樹、山田徹、久山信子、相原洋、 清水聖子、重澤嘉男 (計7名) | |
| | 事務局 | (説明員) 総務部長 藪床和弘 総務部次長兼人材戦略長 松永啓太 総務部人事課長 倉田仁一 総務部職員課長 山内秀昭 財務部財政課長 伊藤洋輔 市議会事務局長 五嶋保弘 市議会事務局次長兼総務課長 朝倉敏和 | |
| | その他 | 総務部人事課 太田優子、竹中匡人、山田純也 | |
| 議題 | 1. 特別職の報酬等について 2. 特別職等の期末手当について 3. 市長および副市長の退職手当について 4. 政務活動費について 5. その他 | | |
| 審議等の概要 (主な発言要旨) | 別紙のとおり | | |

審議等の概要（主な発言要旨）

1. 市長の挨拶

審議会の開催に先立ち、長内市長から次のような挨拶があった。

（要旨）

本年は、元号改正が行われ、新しい「令和」の時代を迎えました。本市においても、気持ちを新たに、「未来につなぐ創る改革」を市民のみなさまとともに進めているところです。

本審議会においては、議会の議員および市長等の特別職の報酬・給料に加えて、期末手当及び退職手当の額についても審議することと、今年度より調査事項を改正させていただいております。

つきましては、早速ではございますが、今回の審議会においては、「議会の議員の期末手当並びに市長及び副市長の期末手当及び退職手当の額」について、諮問をさせていただきます。ご審議をお願いするものでございます。

2.（案件1）特別職の報酬等について

事務局から資料「豊中市特別職報酬等審議会関係資料」に基づき、豊中市の特別職報酬等の改定経過や大阪府内や近隣都市・類似都市の報酬等の動向、議会の活動状況などについて説明を行った。

また、「豊中市財政関係資料」に基づき、本市の財政状況について説明を行った。

（質疑・意見交換）

その後の質疑・意見交換では、次のような発言があった。

委員：現在の報酬は、平成24年に改訂されたもの。それまでの一般職の給与改定額に準じて特別職の給与も改定したという経緯がある。8年経っているが、一般職の給与改定額は平成24年度から令和元年度までほとんど変わらない。特別職の報酬についても現状維持でいいのではないかということで諮問がなかったという理解でよいか。

事務局：そのとおりである。

平成26年度から30年度まで一般職の給与改定率はマイナス0.4%ほどでほぼ変わっていない。

3. (案件2) 特別職等の期末手当について (諮問)

総務部長が次のとおり諮問の趣旨説明をした。

(要旨)

本市の「議会の議員の期末手当並びに市長及び副市長の期末手当及び退職手当の額」につきましては、従来本審議会の調査審議事項とはなっておりませんでした。昨年度皆様からのご意見をいただいたことを踏まえ、関係条例および規則を改正し、本年度より調査審議事項とさせていただきます。

条例等改正後初めての審議会となりますので、本市の特別職等の期末手当並びに市長及び副市長の退職手当につきまして、その水準が適正であるかを調査・審議していただくために諮問させていただきました。

諮問の内容は、いわゆる「白紙諮問」でございます。審議会の忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。

なお、「特別職の報酬等」につきましては、昨年度諮問・答申をいただいたところであり、「議会の政務活動費の額」につきましては、大阪府内及び類似都市の交付状況などから、現行額の据え置きが適当ではないかと考え、「諮問」をいたしていません。

委員の皆様のご意見を賜りたいと存じておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

(事務局より関係資料の説明)

事務局から資料「豊中市特別職報酬等審議会関係資料」に基づき、豊中市の特別職等の期末手当の状況や、大阪府内や近隣中核市の期末手当の状況などについて説明を行った。

委員： 期末手当の計算式で市長と副市長は地域手当が加算されている、一方、議長と副議長さんは地域手当がついていないのはなぜか。

役職加算について、そもそも市長・副市長は給料が高いのにさらに役職加算というのはどういうことか。またその率はなぜ100分の20になっているのか。

事務局： 地域手当については、本給で地域手当が市長・副市長には支給されているが議長・副議長・議員には地域手当が支給されていないというバランスをもってこのような計算式になっている。これは常勤・非常勤という職の性質の違いにもよる。

役職加算率は、市の一般職の部長級と同じ100分の20になっている。一般職において毎月の給料が等級ベースで違いがあるように、期末手当についても等級ベースによる違いをつけるという形でバランスを取っている。

委員： 他市で地域手当を加算されている市長は多い。各市地域手当がない市、役職加算がない市、役職加算に加え管理職加算がある市等、独自性をもってやっているところもある。他市も同じようにしているからいいのか。地域手当でバランスをとるのはわかる。豊中市一市の範囲で考えるのに地域手当がつくというのは、歴史的な問題という理解でいいか。

委員： 地域手当は一般職もあると思うが、それを給料月額になぜ含ませていないのかとい

う疑問はあるが、地域別に大幅に物価の違いがあるのであればそこで調整したほうがいいという考え方だと思う。国で考えれば地域別に違いがあれば、地域手当で調整するほうが本給で調整するよりいい。調整の項目が多いほうがいいのではないか。

事務局： 公務員の給料は法や条例において給料表という形で定められており、概ね各市同じように定められている。地域性によって違いをつけるものが地域手当である。

委員： 一般の公務員の給料に合わせるから市長も本給じゃなくて地域手当で調整するのか。

事務局： 一般職と特別職という違いはあるが、同じ常勤の職員でありバランスをとったものである。

委員： 生活の経費が地域によって違うことが考慮されているということが地域手当という理解である。

委員： 人事院勧告はあくまでも国家公務員の一般職に対する勧告か。指定職も入っているか。

事務局： 一般職に指定職も含まれており、人事院勧告の対象である。国家公務員の一般職の職員と民間企業の給料を比べてその差を埋めるのが人事院勧告である。

委員： それに対して地方公務員の一般職の給料というのは、各地方公共団体が当審議会のようなところを経て独自に決めているものなのか。

事務局： 一般職の給料については、最終的には条例規則で定める。情勢適応の原則が法によって定められている。本市は国でいう人事院のような組織がないので、国家公務員の人事院勧告にあわせた改定をすることで、民間企業とのバランスをとるという図式になる。

委員： 一般職とは別に特別職については当審議会のようなところが判断を下すということか。

事務局： そのとおりである。

委員： 人事院勧告というところは特別職に対して言及しないということか。

事務局： そのとおりである。

委員： 参考データとして人口が挙げられているが、人口の多寡がその市の経営と直接絡むことはないと考える。

民間は賞与が業績に連動するといわれるが、市長の給与やボーナスは業績がそこまでひどくなければ概ね右へ倣えということでしょうか。

右へ倣えという発想というものは、日本の民間企業の世界でもだいぶ変りつつある。業績と賞与との連動制について、それを判断材料にするべきなのか。業績ばかりよくなってもそれは市民に還元していないからだろうという可能性も当然あるだろうが、どうか。

委員： 市長や特別職の業績がどういうものかというのは難しい。黒字が多くなれば業績がいいのか、例えば市職員の数を減らせば、見かけの数字は良くなるが、それが業績かはわからない。

委員： 本当に赤字がひどくなったときは、問答無用でそんなことは言っていられない。

委員：それはそのとおりである。赤字の時は厳しい思いをするが、黒字でもそのまま、報酬を上げるということはなかなかない。

委員：我々も審議している中で、黒字が出ているのだったら、いくらちょっと上げていただきたいという審議は難しい。

委員：それは難しい。市町村の業績なのか、職員の業績なのか、市長の業績なのか、前市長の業績なのか、わかりにくい。国家公務員もそうだと思うが、国が財政赤字だといつても職員の給料は下がらない。

委員：ほぼ右へ倣えに近い状況で微妙な上下に対して議論していてもあまり意味がないと思う。

委員：一般職のボーナスは一律で、個人別というのはないのか。

事務局：一般職のボーナスについては、平成 28 年度から人事評価の結果をボーナスに反映させており、評価の結果によって変わる。

本審議会においては、本市の市長の給与水準はどれぐらいが適正なのかということについてご意見を伺っている。業績によって変わるべきじゃないのかという点については、過去にも財政状況が悪い時には市長の政治的な判断で、独自に給与減額を行う等、時々状況に応じて判断しており、給与の水準とは区別して例外的に対応することとなる。

本来の給料等の水準が適正なのか、どういう基準によるべきかを議論していただきたい。

人事院勧告について特別職は対象になってない。内閣総理大臣や国の各省庁の長がどういった期末手当の算定をしているのかということについては、人事院勧告の対象になっている国家公務員の指定職の率を内閣総理大臣やそれぞれの長も適用しているというのが実態である。

このような状況も見ながら、豊中市長はどのような基準で算定すべきなのかのご意見を賜りたい。

委員：今回は白紙諮問ということであるが、ゼロベースの議論は、実際難しいと思う。これまでの期末手当の額についての議論をせざるを得ない。

委員：国家公務員に対して地方公務員の給料やボーナスは多いと思うが、それは慣習的なものか。

事務局：国家公務員と地方公務員の一般職の給与を比較するときにはラスパイレス指数を使う。国と地方との比率で、100 なら一緒、100 を超えるとそれだけ高い。

昨年度豊中市でいうと 100.8 になる。ここは国の職員の構成を基準に計算する。国はラスパイレス指数算出には指定職を含んでいない。ラスパイレス指数だけをみると大きな違いはないと考える。

委員：国家公務員で指定職とそれ以外の一般職とが支給月数が 1 月近く違う理由を教えてください。

事務局：給料表そのものが指定職とそれ以外の一般職で違う。元々の基礎となる月額が指定職のほうが高い。先ほど計算式で出てきた役職加算率も異なるので、この差はそうい

ったことが加味されていると思われる。

委員：今の算定式を前提に考えればよいのか。算定式自体についても考えるべきなのか。算定式自体もとなると、手当の率や加算の率についても議論しなくてはならない。他市で地域手当や役職加算がないところがあるが、それでも良いではないかというお答えをしてもいいというのが、今回の白紙の諮問か。

こういう算定式にしたほうがいいですよというようなことをこの場でいうのは、はなはだ困難である。

全体の規模を見ながら、トータル額のバランスというところで考えてくれという受け止めでよいか。算定式のところまでは意見を申し上げようがない。

委員：意見だけを自由に述べよというのであれば、副市長は高すぎるのではないか。市長は選挙という洗礼を受けている。

委員：市長と副市長の差について他市はどうか。

委員：副市長は市長の何パーセントぐらいというものは念頭にあるか。

事務局：これまでの経過でいうと、市長の職責は約40万人の市民の行政のトップという責任の度合いであり、性質でいうと同じ行政のトップということで他市比較が参考になる。人口規模についても、40万人の規模と1万人未満の規模ではある程度職責に違いがあると考えため、人口規模との比較についても合理性がある。ゼロベースの議論ではあるが、他市の水準との比較というのも一定程度参考になるかと思う。

他市との平均値から大きくかけ離れていないか、一定の許容される範囲に入っているかどうかの確認もあるかと思う。市長の業績という点では選挙による信任を得ているということが市長の評価になると考える。副市長については、市長の補佐をするという形で、国でいう指定職の幹部を束ねているというような位置づけの職責がある。その職責に応じ、決まってきた経緯がある。

委員：給料月額については今回諮問の対象外だから動かせない。地域手当と支給月数が動かせないとなると、役職加算率しか動かせない。

役職加算率は議論しだすと副市長だけじゃなく全職員との関係で議論しなければならないということ。もし継続的にやるのであれば役職加算率については再検討の余地がある。

期末手当の額の算定式は資料によると、給料月額と地域手当、役職加算率、支給月数で決まっている。今のところ動かせるのは役職加算率だけか。

委員：副市長の地域手当の率を100分の6ぐらいにできないか。

事務局：地域手当は全国市町村単位で国によりその率が定められているため、独自に決める性質のものではないと考える。

今回の白紙諮問については、算定式も含めて白紙ということになる。

ポイントとしては、公務員の報酬・給与は、客観性、透明性が求められる。政治的判断により減額する場合もあるが、客観的に豊中市長であればこれぐらいだろうということを感じ覚的・感情的ではなく、論理的に説明していかなければならないと考える。

- 委員：この短時間で根拠なく激変させるというのはよくない。これまでやってきたルールをベースにして考え、再検討するのであれば今後の課題にしたいと思う。
給料月額が決まっているので、それに対して支給月数 4.45 という一般職の率に準じて決めるということはいかがか。
- 委員：国家公務員の一般職と指定職との違いについて、算定式が違うと思うが、他市の比較表で市長の支給月数が国の指定職と同じところがある。国の指定職が一般職と算定式が違っており、トータルでみれば大差ないということが確認できれば論理的に納得できる。
- 事務局：まず豊中市の一般職は最高位の部長職も国でいう一般職の給料表しか使っていない。国の指定職は一般職の給料表の上にさらに高い給料表があるが、豊中市は国の指定職の給料表を使っていない。
豊中市の給与体系について、一般職の支給月数が 4.45 しかない中で、その上位にある特別職は市組織全体としての給与体系の整合性から 4.45 に合わせてきた。
それは法律で決められているわけではなく、公務員の給与は透明性・客観性をもって説明しなければならないところで一定判断をしてきた。
客観性をどこに求めるか等、様々あろうかと思うが、算定式それぞれの客観性の担保、総額での客観性の担保というのが求められている。
- 委員：若干支給率が低いところは財政状況が悪いかもしれないということがあるということか。一律これだけでは判断しにくい。特に現行の率を変更する根拠が我々にはないと思うので、これでいいのではないか。
- 委員：異議はない。支給額が少ない市は財政がかなり厳しいのか。
- 事務局：条例で毎年度支給月数を定めている。一般職の人事院勧告を見ながら特別職の方も見てきた経緯がある。おそらく他自治体もそういう判断を一定しているが、財政状況や市政状況を勘案し、市政運営の状況をみて政治的判断から市長は据え置いたといったこともあるかと思う。
一般職と特別職を必ず同じにするという法律の根拠はない。何らか客観的な数値をもって判断されたのではなく、一般職を引き上げるときに特別職は引き上げる状況にないという判断があったのかもしれない。
- 委員：3.35 という市もある。
- 事務局：支給月数 3.35 という数字は、豊中市の一般職ではそこまで下がったことはない。おそらく現行の国会議員を準拠されているのではないか。そうすると極端に市長の報酬総額が下がってしまうので、他自治体とのバランスを勘案し、役職加算ということで調整される装置を設けておられるのかもしれない。
- 委員：他市の財政状況は資料で出していない。公開されているから資料として載せてもいいのではないか。
- 事務局：意図的に財政状況を省いているというわけではない。現段階で各市がオープンにしている平成 29 年度分にはなるかもしれないが次回までに用意しご提供させていただく。

- 委員： 財政状況が支給額の少ない最大の理由である可能性もある。
- 事務局： 豊中市長・副市長は、過去財政状況が悪化していた時には、自主的に10%～25%の報酬削減をした。その時々状況に応じて豊中市も自主減額してきている。本審議会はその独自部分ではなく、本来豊中市長たるものがもらうべき報酬はどの程度が適正なのかを議論していただきたい。
- 委員： あまり業績連動はできないと思う。ものすごく赤字になった場合は全体として市の財政が悪いので支払い能力がないという観点であり、業績連動は適切ではない。従来どおりでいってはどうか。特別職と国家公務員の給与体系が連動しているということ踏襲するということ。他市との比較においても著しく乖離しているとも思えない。今年度については支給月数を従来どおり、計算式も従来どおりということではいかか。もし付帯条項をつけるなら算定式の役職加算率について、今後再検討する。これは一般職に響くことになるのか。
- 事務局： 役職加算というのは一般職にも設けられている制度。役職によって加算率が変わる。20%は部長級の役職加算率。一つの組織体として全体の整合性をとるために、これまで部長級と同じ20%という率を市長・副市長にも使ってきた。
- 委員： 一般職の支給月数と連動させるということ、役職加算率については今後検討していくということではいかか。
- 委員： なかなか評価は難しいと思うのでこれでいいと思う。ただ、資料によって人口の基準日が違う点については、統一したほうがいい。
- 委員： 役職加算率については今後検討を要するという意見があったということとし、その他は従来どおりとする。

4. (案件3) 市長および副市長の退職手当について (諮問)

(事務局より関係資料の説明)

事務局から資料「豊中市特別職報酬等審議会関係資料」に基づき、豊中市の市長および副市長の退職手当の状況や、大阪府内や近隣中核市の退職手当の状況などについて説明を行った。

- 委員： 豊中市の場合、市長が100分の50、副市長が100分の35ということだが、各市で支給率がばらついている。一般職はどうなっているか。
- 事務局： 一般職の場合は、計算方法としては給料月額に在職月数・在職年数に応じた率をかけるというところは同じだが、在職何年から何年はこの率というように、もう少し複雑な計算式になる。
- 委員： 在職が長い方が支給率は高いということか。退職時の月収が基礎か。
- 事務局： そのとおり。退職時における給与月額が基礎である。
- 委員： 100分の50である根拠は。
- 委員： これはいつからか。
- 事務局： 資料を今持ち合わせていないため詳細は不明だが、一般職と元々同じ条例を使っ

ていたところが平成 11 年度に分かれた。それ以前の率をそのまま使っていると思うが、確認する。

委員：退職手当の性格について、特別職の退職手当は報償的な要素が強いと書かれているが、計算式でいくと報償的な要素はなく、勤続年数と支給割合により自動で決まってしまうている。報償的に工夫できることはないか。

委員：しいて言えば、何か不祥事があったりする場合は、当然議会で退職金についての減額といったことがあるだろうから、そういう時には報償といった要素があるのではないか。つつがなくやったということはある種の報償かもしれない。ゼロベースからということだが、なかなかゼロベースから短時間で議論をするのも難しい。激変をさせる根拠もないので、従来どおりということではいかがか。

委員：妥当かどうかの判断は難しい。100 分の 50 について概ね各市妥当とされているようである。反対する根拠もないと思う。

委員：市長退職金が少ないところもあり、市によってかなり差が出ているようである。退職金が少ない市は市長のパフォーマンスというところもあるのか。

委員：今年度については従来のとおりでよい。
根拠としては現行の額をベースに議論し、他市との比較、現在の市の財政状況や社会情勢から、今年度は減額もしくは増額する積極的な理由が見当たらない。
退職手当については付帯条項をつけない。

5. (案件 4) 政務活動費について
時間の関係から次回の案件とする。

6. (案件 5) その他について
特になし

(審議会終了)